

「安全で楽しい夏休みに」【１学期終業式の校長講話より】

全校の皆さん、こんにちは。今日で74日間の1学期が終わります。どんな1学期だったでしょうか。7月17日には町づくり討論会が行われました。今年も3年生が実践を意識したプレゼンをしてくれました。全ての発表は聴けませんでした。前向きな討論が行われたことをうれしく思います。1年生は地域調査、2年生は職場体験学習と、普段教室ではできない経験がそれぞれできたことと思います。

さて夏休みをむかえるにあたって、安全で楽しい夏休みにするために、悪ふざけやノリでやったことが犯罪になる可能性があるという話をしたいと思います。まず1つ目は、身体を傷つける・おどしてやらせる行為です。「ゲームや悪ふざけ」や「からかい半分」であっても、殴る・蹴る・ズボンを脱がせる（下ろす）などの行為や、「度胸試し」や罰ゲームと称して無理やり危険なことやひどい苦痛を感じる行為をさせることも犯罪になります。

2つ目に、持ち物やお金を奪うことです。「痛い目に遭いたくないなら」など相手の弱みにつけ込んで脅して奪うことも窃盗や恐喝などの罪に問われます。

3つ目は、インターネットやスマホでのいじめです。悪口や誹謗中傷するコメントを書き込むことは「名誉毀損や侮辱罪」にあたります。また相手をおびえさせて脅す行為も脅迫罪になります。

4つ目です。性的な嫌がらせも犯罪になります。「断ったら危害を加える」とか「別れた腹いせに交際時のプライベートな写真を公開する」とか、相手の尊厳を傷つける行為は全てアウトです。そして、「死ね」や「消えろ」などのことばも「自殺関与罪」になる可能性があります。「冗談のつもりだった」は一切通用しません。相手を傷つける言葉は命を奪う凶器にもなりえます。

これらの被害にもし遭ってしまった時、または友達が苦しんでいる時、解決にむけて証拠を保存することが大事です。スクリーンショット、録音・録画、日記やメモなどを残しておくことです。そして、親など何より信頼できる大人に相談しましょう。身近な人に相談しにくい人は、相談窓口もあります。

悪ふざけ、ノリでは済まされない
「いじめ」じゃない、それは「犯罪」だ

学校の中でも法律は守られます。自分と友だちを守るために、
どのような行為が警察に相談すべき犯罪にあたるのかを学びましょう。

体を傷つける・おどしてやらせる行為



暴力・ケガ（暴行・傷害）

ゲームや悪ふざけと称して、同級生を繰り返し殴る・蹴る。カッターや刃物で切りつけてケガをさせる。



ズボン脱がし（暴行罪）

「からかい半分」で無理やり同級生のズボンやスカートを脱がせる行為も、法律上の暴行罪にあたります。



危険な強要（強要罪）

「産駒試し」や馴がりと称して、無理やり危険なことや、本人がひどい苦痛に感じる行為をさせる

持ち物・お金を奪うこと

窃盗・恐喝・器物損壊

持ち物をこっそり隠すことも、おどし取ることも、立派な犯罪です。

持ち物を盗む：靴、体操服、教科書や財布を盗む（窃盗罪）
おどし取る：「怖い日に選いたくないならお金を出せ」「ゲームのアイテムをよこせ」と脅して奪う（恐喝罪）
物を壊す：相手の所有物を壊す、制服を切り裂く（器物損壊罪）



インターネットやスマホでのいじめ

●悪口や晒し行為

名誉毀損(めいよきそん)罪・侮辱罪
ネット上で同級生の実名をあげて「気持ち悪い」「不細工」などの誹謗中傷を書き込むこと、身体的な特徴を取り上げて攻撃する行為です。

写真を使った脅迫

脅迫罪
「言うことを聞かないと、秘密の写真や恥
ずかしい動画をネットにばらまくぞ」と
メッセージを送り、相手を怯えさせておど
す行爲です。

命を追い詰める「言葉の凶器」

100%
「死ね」は犯罪です

自殺関与罪（じさつかんよざい）
相手に対して「死ぬ」「消える」と言ってそそのかし、結果としてその人が自殺を決意し、命を絶ててしまった場合、その人がかした例は「自殺関与罪」**という非常に重い罪に問われます。

「冗談のつもりだった」という言い訳は一切通用しません。言葉はときに命を奪う凶器になります。

6月の校長講話で話し、なぜ今日もこういう話をしたかという、大切な仲間を深く傷つけてほしく

そして7月28日(火)には第41回小澤コンサートがあります。みんなで素晴らしいコンサートにしましょう。夏休み明けの8月24日には、全員元気に会えることを楽しみにしています。いい夏休みにしましょう。

②何かを**継続**して、
取り組む休みにする。

※両日とも昼食持参の予定です。10月5日(月)は白樺祭の振替休日となります。

山ノ内町立山ノ内中学校
文責： (教頭)
TEL 0269-33-3604
Fax 0269-33-8438